

## 森町告示第10号

### 森町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 町長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町内において浄化槽設置事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、森町補助金等交付規則（昭和42年森町規則第3号）及びこの告示の定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、浄化槽設置整備事業として国庫補助金の交付の対象となる10人槽以下のものをいう。

#### (補助の対象)

第3条 補助の対象は、浄化槽の設置に要する経費（くみ取り便槽等の撤去及び用地の取得、借り上げ等に要する経費を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものに対しては補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに設置する者
- (2) 併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供していない住宅へ設置する者
- (3) 販売の目的で浄化槽付き住宅等を建築する者（以下「建売者」という。）
- (4) 住宅が借家である場合で、当該住宅へ設置することについて賃貸人の承諾が得られていない者
- (5) 自らが居住しない住宅へ設置する者
- (6) 公共下水道認可区域内に設置する者

3 前項第3号に規定する住宅等を、居住の目的で購入し継続使用する者（以下「建売購入者」という。）は、補助の対象者となることができる。

#### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の経費に相当する額とし、別表に掲げる区分ごとに定められた額を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び放流経路図
- (3) 設置工事費見積書の写し
- (4) 浄化槽施工業者のかし担保に関する覚書
- (5) 住宅等を借りている者にあつては当該住宅等の所有者の承諾書
- (6) 登録浄化槽管理票及び登録証の写し
- (7) 自己所有地以外を利用し、浄化槽からの排水を放流する場合は、当該土地所有者の同意書の写し
- (8) 建売者との売買契約書の写し（第3条第3項の建売購入者が補助金の交付を受けようとする場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者（以下「補助対象者」という。）に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）を、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書（様式第3号）をもって通知する。

3 町長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により効用の増加した不動産及びその従物については、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

- (3) 補助事業により効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助対象者は、法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検し、法第10条に規定する保守点検及び清掃を行い、浄化槽の機能維持に努めなければならない。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(変更の承認申請書等)

第7条 補助対象者は、補助金交付決定通知書を受けたのち補助金申請の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1か月以内又は当補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請求書の写し又は領収書の写し
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類の写し)
- (3) 法第7条検査依頼書の写し
- (4) 法第11条検査契約書の写し
- (5) 設置工事の工程写真
- (6) 設置工事の確認検査表(様式第6号)
- (7) 補助事業に伴い既存浄化槽を撤去した場合は、浄化槽使用廃止届書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 町長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第8号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第11条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に交付されているときは、補助金の返還を命じなければならない。

(工事状況の確認)

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽設置工事の状況を施工現場において確認するものとする。

附 則

この要綱は、平成元年度分の補助金から適用する。

附 則（平成2年告示第48号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成5年告示第55号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成5年6月1日から適用する。

附 則（平成6年告示第28号）

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 旧様式による用紙は、当分の間用いることができる。

附 則（平成6年告示第67号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成10年告示第18号）

この告示は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則（平成12年告示第35号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年告示第45号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第36号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第14号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日告示第80号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日告示第10号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

人 槽	補 助 限 度 額	
	新築、建替え、増改築に伴う浄化槽の設置又はくみ取り便所を水洗化するための浄化槽の設置	既設の単独処理浄化槽から浄化槽への付替え
5人槽	332,000円	414,000円
6～7人槽	414,000円	516,000円
8～10人槽	548,000円	684,000円

備考 人槽区分は建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A3302-2000）によるものとする。